

議案第5号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古高等学校の項中「平良市字西里」を「宮古島市平良字西里」に改め、同表沖縄県立伊良部高等学校の項中「伊良部町前里添」を「宮古島市伊良部字前里添」に改め、同表沖縄県立宮古農林高等学校の項及び沖縄県立翔南高等学校の項中「平良市字下里」を「宮古島市平良字下里」に改め、同表沖縄県立

宮古工業高等学校の項中「平良市字東仲宗根」を「宮古島市平良字東仲宗根」に改める。

別表第2 沖縄県立伊良部高等学校の項中「伊良部町立伊良部中学校」を「宮古島市立伊良部中学校」に、「伊良部町立佐良浜中学校」を「宮古島市立佐良浜中学校」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 規則案の概要説明

県立学校教育課

### 1 改正の経緯及び必要性

平成 17 年 7 月 26 日に公布された「宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例」の第 3 条により、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 22 号）の一部が改正された。

そのため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

### 2 案の概要

沖縄県立高等学校管理規則の別表第 1 中、「平良市字西里」を「宮古島市平良字西里」に、「伊良部町前里添」を「宮古島市伊良部字前里添」に、「平良市字下里」を「宮古島市平良字下里」に、「平良市字東仲宗根」を「宮古島市平良字東仲宗根」に改める。

また、別表第 2 中、「伊良部町」を「宮古島市」に改める。

### 3 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

新		旧	
別表第1		別表第1	
沖縄県立 宮古高等学校	宮古島市平良 字西里	宮古島市伊良 部字前里添	普通科 理数科
沖縄県立 伊良部高等学校	宮古島市平良 字下里	宮古島市平良 字下里	普通科 全日制
沖縄県立 宮古農林高等学校	宮古島市平良 字下里	宮古島市平良 字下里	普通科 全日制
沖縄県立 翔南高等学校	宮古島市平良 字下里	宮古島市平良 字下里	普通科 全日制
沖縄県立 宮古工業高等学校	宮古島市東仲宗根	宮古島市東仲宗根	普通科 全日制
別表第2		別表第2	
沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市立伊良部中学校	伊良部町立伊良部中学校	伊良部町立佐良浜中学校